

○物品調達契約に係る一般競争入札の実施

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、公立大学法人秋田県立大学契約事務規程第10条の規定に基づき、公告する。

平成28年10月17日

公立大学法人秋田県立大学 理事長 小間 篤

1 入札に付する事項

(1) 購入物品名及び購入予定数量（1リットル当たりの単価契約）

A重油（1種1号） 140,000リットル

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約日から平成29年3月31日まで

(4) 納入場所

公立大学法人秋田県立大学大潟キャンパス学生寮

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 公立大学法人秋田県立大学契約事務規程第8条及び同規程第9条の規定に該当しないこと。

(2) 秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(3) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(4) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 契約期間を通じて、発注毎に1回の必要量を5日以内に納入できること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号010-0444 秋田県南秋田郡大潟村字南2-2

公立大学法人秋田県立大学大潟キャンパス総務・学生チーム

電話番号0185-45-2026

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

公立大学法人秋田県立大学職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程（平成18年規程第18号）第8条に規定する休日を除き、平成28年10月17日（月）から平成28年10月25日（火）までの期間、随時交付する。

4 入札執行の日時及び場所

平成28年10月27日（木）午前10時

公立大学法人秋田県立大学大潟キャンパス大会議室

5 その他

(1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に一元未満の端数があるときは、少数点以下第2位までの金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の無効

公立大学法人秋田県立大学契約事務規程第13条に規定するところによる。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(4) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

仕 様 書

1 入札物件

「A重油（1種1号）」

2 購入物品名及び規格品質：「A重油」日本工業規格1種1号

※ 重油はボイラー用燃料として適当な品質であって、日本工業規格に定める重油1種1号の規格を満たすものとし、次の規程に適合しなければならない。

種類	反応 (50℃)	引火点 ℃	動粘度 (50℃) mm ² /s	*流動点 ℃	残留炭 素分 質量%	水分 容量%	灰分 質量%	硫黄分 質量%
1種 1号	中性	60以上	20以下	0以下	4以下	0.3以下	0.05以下	0.5以下

*印の流動点は、寒候用のもので0℃以下とする

※ 「A重油」日本工業規格1種1号の規格・品質確認のため、平成28年10月25日（火）正午までに品質検査試験表を提出すること。

3 購入予定数量

140,000 リットル ※数量は天候等の状況により変動する場合がある

4 納入場所

公立大学法人秋田県立大学大潟キャンパス学生寮

5 契約期間

契約日から平成29年3月31日まで

6 入札参加条件

- (1) 契約規程第8条及び同規程第9条の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (4) 当該調達契約に係る入札説明書を入手していること。
- (5) 契約期間を通じて、発注毎に1回の必要量を5日以内に納入できること。

7 契約の解除

納入重油においては、秋田県立大学大潟キャンパスにおいて逐次抽出・分析して、その結果がこの仕様書の規格品質に適合しない場合は契約を解錠するものとする。

8 その他

- ・ 契約締結後において、基準とする市況価格に 3 円以上の変動があった場合には契約単価の変更について協議する。
- ・ 協議申し入れについては変更希望月の前月までに申し出ること。
- ・ 契約単価の変更による適用日は上記申し出の翌月 1 日からとする。
- ・ 物件売買単価契約書第 6 条第 1 項に定める変動幅については市況価格の変動率をもとに算定する。

$$\text{変更（増減）単価} = (\text{変更申出時の市況価格} / \text{契約時の市況価格}) \times \text{契約単価}$$

9 納入日および給油時の注意事項

- (1) 納入日は秋田県立大学大潟キャンパスが指定する日。
- (2) 納入時は秋田県立大学大潟キャンパスの検査を受けた後、必要数量を納入すること。
- (3) 地下タンクに給油する際、給油開始から終了まで納入者の責任において行うこと。
- (4) タンクローリーで移送する場合、危険物取扱者が行う等、消防法の関連基準を遵守すること。
- (5) 給油数量測定には、正確な計測機械を使用すること。
- (6) 給油に伴う各所の汚損については、給油後清掃し担当者の検査を受けること。
- (7) 上記の事項を遵守しない場合、または担当者の指示に従わない場合は納入契約書を解除するものとする。